

シルバーボウリング倶楽部 会則

(名 称)

第1条 本会は、シルバーボウリング倶楽部と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員がボウリングを楽しみ、技術向上、親睦と健康増進を図ることを目的とする。

(行 事)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の行事を実施する。

(1) 月2回活動

(2) 活動日のうち年1回～2回ハンディキャップを設け競技会を開催する。

(会 員)

第4条 本会の会員、半田市シルバー人材センター会員で会の目的に賛同したものと
する。

(会 費)

第5条 本会の会費は年1,000円とし、競技会等の費用に充当する。

年度途中(7月以降)に入会した場合は、月あたり100円とする。

活動日のゲーム料金等は各自負担する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 部長 1名

(2) 副部長 1名

※部長は、活動日の日程設定及び出欠の確認を行い、会場の予約を行う。

副部長と相談し、レーンの割り当て等を行う。

※副部長は、会費の徴収保管及びゲーム料金の集金を行う。

その他、部長の補佐を行う。

※役員は、必要に応じ会員互選により選出する。

附 則

1. この会則は、令和5年7月1日より施行する。